

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 米国法人のスピンオフにより取得した株式に対する課税

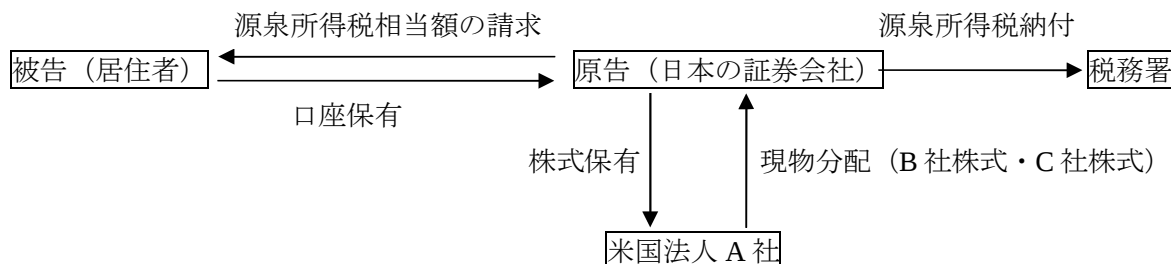
米国法人の利益剰余金及び資本剰余金を原資としたスピンオフ（会社の一部門を切り離して独立させる分社化の一手法をいいます。）により取得した他の米国法人株式が、所得税法上の配当所得及びみなし配当に該当するか争われていた事案について、最高裁判所第一小法廷は平成 23 年 4 月 21 日、所得税法上非課税であると主張していた被告の上告を棄却しました。

これにより、配当所得及びみなし配当に該当するとして東京地裁の平成 21 年 11 月 21 日判決（平 21（ワ）4746）を支持した東京高裁の平成 22 年 6 月 23 日判決（平成 21（ネ）6124、平 22（ネ）3744）が確定しました。

事実関係

この訴訟は一般の税務訴訟のような国と納税者の争いではなく、源泉徴収義務者と納税者の争いでした。

原告である日本の証券会社は、居住者である被告が自社の外国証券等取引口座に株式を保有している米国法人（以下「A 社」とします。）が行ったスピンオフにより取得した他の米国法人 2 社（以下「B 社」及び「C 社」とします。）の株式について、配当所得及びみなし配当に該当するとして源泉徴収を行い、被告に対して当該源泉徴収税額の支払いを求めました。しかし被告側が、B 社株式及び C 社株式の取得は、所得税法上非課税であるとして源泉徴収税額の支払いに応じなかったため、当該源泉徴収税額の支払いを求めて訴訟を起こしました。



争点

この裁判では、アメリカの法律に基づいて行われたスピンオフにより取得した株式が、日本の所得税法上の配当所得及びみなし配当として課税対象となるか否かが争点となりました。

原告は、被告が取得した B 社株式及び C 社株式は、被告が A 社株式の持分に応じて割り当てられたものであり、その原資は資本剰余金及び利益剰余金であることから、所得税法上の配当所得及びみなし配当として所得税の課税対象であると主張しました。

これに対して被告は、①米国ではスピンオフにより取得した株式は非課税となっているため、被告のようなごく一部の株主にだけ課税することは課税の公平性の原則に反すること、②国際会計基準によれば、スピンオフの前後で株主資産の増加が生じないこと等を理由に、所得税の課税対象とすべきではないと主張しました。

東京地裁判決

東京地裁は、「B 社株式及び C 社株式は、被告の A 社の株式保有数に応じて割り当てられており、その原資は利益剰余金及び資本剰余金であることから、所得税法 24 条 1 項及び所得税法 25 条 1 項 3 号より、配当所得及びみなし配当に該当するというべきである。」として、原告の主張を全面的に認め、被告に対して源泉徴収税額及びそれに係る遅延金を支払うように命じました。

お見逃しなく！

この判決では、海外での法律に基づいて行われた組織再編に対する日本における課税関係は、要件及び効果の類似した日本の税法に従って実質的に判断すべきであるとの見解が示されました。

従ってこの判決は、今後クロスボーダー組織再編が行われた場合の課税関係を検討する上で重要な指標になると考えられます。